

## 船舶事故調査報告書

平成26年2月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成24年12月13日 01時50分ごろ
発生場所	北海道森町砂埼北方沖 森町所在の森港西防波堤灯台から真方位022.5° 13.5海里付近 (概位 北緯42° 19.2′ 東経140° 42.5′)
事故調査の経過	平成24年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八幸 <sup>こうりょう</sup> 漁丸、7.3トン HK2-21570（漁船登録番号）、個人所有 13.16m (Lr) × 3.37m × 1.20m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数100、昭和62年9月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月27日 免許証交付日 平成20年10月8日 (平成25年12月8日まで有効) 甲板員 男性 40歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、森港北北東方沖の漁場において、すけとうだら刺し網漁の操業を始め、船長が、船体中央部やや前方の操舵室で操船に当たり、甲板員が、左舷船尾で刺し網の投入作業を行い、約1ノットの対地速力で自動操舵により、北東進した。 船長は、操舵室で操船及び見張りに当たっていたところ、甲板員の大声が聞こえたので、操舵室から出て船尾に行った際、甲板員が、右手首に瀬縄が絡んだ状態で耐えており、「機関を後進にかけて縄を緩めろ」と言ったので、すぐに操舵室に戻り、機関を後進にかけ、平成24年12月13日01時50分ごろ、森港北北東方沖において、船尾に戻ったが、船尾甲板にいた甲板員の姿が見えなかった。 船長は、僚船に無線で救助を要請し、瀬縄をすぐに巻き上げたところ

	<p>ろ、甲板員が、右手首に瀬縄が絡み、意識不明の状態海面に上がってきたので、02時15分ごろ僚船と共に甲板員を本船に引き上げた。</p> <p>甲板員は、森港で救急車に引き渡されて病院に搬送されたが、溺死と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約7～8℃</p>
その他の事項	<p>本船の漁具は、刺し網（長さ約230m）、その両端のボンデン、瀬縄（漁具を固定する錨とボンデンを結ぶロープをいう。）及び錨で構成され、瀬縄は、合成繊維製であり、長さが約120m、直径が約20mm、ボンデンと結ばれている錨が約10kgであった。</p> <p>甲板員は、右手首に最後に投入した瀬縄のボンデンに近い部分が絡んでいた。</p> <p>甲板員は、20年以上の経験を有しており、合羽の上下及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていたが、救命胴衣は着用していなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員は、溺死した。</p> <p>本船は、森港北北東方沖の漁場において、すけとうだら刺し網漁の操業中、投網作業に従事していた甲板員が、右手首に投入していた瀬縄が絡んだことから、瀬縄に引っ張られて落水し、死亡したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、刺し網の投入が終わり、最後の錨を投入した後、瀬縄が絡まったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、森港北北東方沖の漁場において、すけとうだら刺し網漁の操業中、投網作業に従事していた甲板員が、右手首に投入していた瀬縄が絡まったため、瀬縄に引っ張られて落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬縄を投入する際、伸出する瀬縄のコイル内に手を入れないように注意すること。</li> <li>・ナイフ等を備えて漁具が絡むなどの事態に備えること。</li> </ul>